

壬生町公認キャラクター取扱要綱

〔平成26年2月19日〕
告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、壬生町の魅力を町内外にPRし、町の知名度を向上させるなど、有効な活用を図ることを目的とした公認キャラクター（以下「キャラクター」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャラクターの名称及び基本デザインは、別表2の名称及び形状を展開したものであるものとする。

(使用基準)

第3条 キャラクターを使用することができる基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 町の各種魅力のPRに寄与するものであること。
- (2) 町の品位を損なわないものであること。
- (3) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動を目的としないものであること。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。
- (5) 自己の商標及び意匠とするなど、営利を目的として独占的に使用するものでないこと。

(使用の申請等)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ壬生町公認キャラクター使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の承認又は不承認を決定したときは、壬生町公認キャラクター使用承認書（様式第2号）又は壬生町公認キャラクター使用不承認通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第6条 前条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ壬生町公認キャラクター変更使用申請書（様式第4号）を町長に提出し、壬生町公認キャラクター変更使用承認書（様式第5号）により、その承認を受けなければならない。

(使用の取消し)

第7条 町長は、キャラクターの使用がこの要綱及び承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができ、使用者に壬生町公認キャラクター使用承認取消通知書（様式第6号）を通知するものとする。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、町はその責めを負わない。

(使用期間)

第8条 キャラクターを使用できる期間は、承認を受けた日から2年以内とする。

(使用料)

第9条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザインの形状及び色等を変更しないこと。

(2) 承認された用途のみに使用し、町長の指示する条件に従うこと。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、キャラクターの使用に関する一切の責任を負い、事故、苦情等が生じたときは、速やかに壬生町公認キャラクター事故等発生報告書(様式第7号)を町長に提出するとともに、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(事務処理)

第12条 この事務に関することは、キャラクターを管理する所管課が行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

制定文 抄

平成26年3月2日から適用する。

別表（第2条関係）

キャラクターの名称	キャラクターの形状
壬雷ちゃん	